

平成23年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成23年11月29日 開会

）

平成23年11月29日 閉会

吉田町議会

平成23年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第47号の上程、説明	4
○議案第47号の質疑、討論、採決	5
○町長あいさつ	9
○議長あいさつ	9
○閉会の宣告	10

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成23年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成23年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、7番、佐藤正司君、8番、吉永満榮君を指名します。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 続きまして、議案上程を行います。

第47号議案を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第3回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件でございます。

それでは、上程議案につきまして御説明申し上げます。

第47号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本年9月の人事院勧告を踏まえまして、官民給与の較差の率0.23%を解消するため、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた給与月額を引き下げを行うとともに、平成18年の給与改正の移行の際の経過措置による給料月額の支給を受ける職員につきましても、平成25年4月1日までに給料月額の調整額を段階的に廃止しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、この条例は12月1日から施行するものとし、経過措置による調整額の段階的廃止につきましては、現行調整額の2分の1を減額する規定は平成24年4月1日から、調整額を廃止する規定は平成25年4月1日からそれぞれ施行しようとするものでございます。

以上が上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

第47号議案について御説明申し上げます。

第47号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書1ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年9月の人事院勧告を踏まえまして、深刻化する社会経済、雇用状況を考慮し、50歳代を中心とした40歳代以上の職員の給与月額の引き下げを行い、公民較差を解消することを主とする条例改正をお認めいただくとするものでございます。

主な改正の内容でございますが、今回の条例改正は第4条から構成されております。

まず、第1条関係です。第1条では、一般職の職員に適用している別表第1の行政職給料表及び技能労務職の職員に適用している別表第2の技能労務職給料表を新たに改正するものでございます。

具体的には、別表第1の行政職給料表では、改正前の給料表と比較しまして1級すべての号給、2級1号から76号給、3級1号から60号給、4級1号から44号給、5級1号から36号給、6級1号給から28号給を除きます各級の号給額が300円から最大2,000円の範囲において減額するものでございます。

また、別表第2の技能労務職給料表につきましても、改正前の表と比較いたしまして、1級すべての号給、2級1号から84号給、3級1号から76号給を除きます各級の号給額が200円から1,500円の範囲においてそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、第2条関係です。第2条では一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございまして、同条例第7条に規定しております任期つき職員の給料表のうち、第4号給の給料月額を54万3,000円から54万1,000円に、第5号給の給料月額を62万円から61万7,000円にそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3条関係です。第3条では給与構造改革における経過措置額を現行の2分の1に減額しようとするものでございまして、平成18年吉田町条例第2号の吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第6項に、「相当する額」の次に「からその半額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額」を追加するとともに、現行の支給している調整額につきましても、給料表の減額改正と同様に、同附則第6項第1号及び第2号に規定する減額改正対象職員に対する減額調整の割合を100分の99.59から100分の99.1に、100分の99.83から100分の99.34に、それぞれ減額割合を高くするものでございます。

続きまして、第4条関係です。第4条では給与構造改革における経過措置額を廃止するものでございます。これらの改正につきましては、附則におきまして平成23年12月1日から施行するものでございます。したがって、職員の給料に関しましては、12月の期末手当及び12月の給料から減額されるものでございます。ただし、第3条の規定による経過措置額の減額は平成24年4月1日から、第4条の規定による経過措置額の廃止は平成25年4月1日から段階的に施行するものでございます。

以上が総務課からの議案につきましての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第47号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村でございます。

今回の給与の改正によって、40歳以上が引き下げが主だということなのですが、その対象人員とできれば削減額の総額をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 対象人員の数でございますけれども、合計で57名でございます。金額にしますと27万2,800円ということで、57名分で27万2,800円ということになっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） もう1点お願いします。吉田町の給料は、国家公務員の給料のあれを100としますと、ラスパイレスということですが、吉田町のラスパイレスは県下でも低いようなことを聞いておりますが、この給与改正後のラスパイレスは計算されていれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） その件につきましては、計算されておられません。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、同僚議員の質問の中で、57人で27万2,800円と言いましたが、この27万2,800円というのはどういう数字ですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 27万2,800円の内訳でございますけれども、給料一月分が8万3,280円、それと給与改定に伴います12月の賞与、その期末分が18万9,520円ということで27万2,800円ということになります。

以上でございます。

○7番（佐藤正司君） 1カ月で。

○総務課長兼防災監（田村政博君） はい、12月分の金額ということですよ。

○7番（佐藤正司君） 期末手当は入るんですか。3月までで27万2,800円ぐらい。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 町長にちょっとお聞きします。

同僚議員のほうからもラスパイレスの指数のことが聞かれましたけれども、当局のほうは数字がなかったようなんですけれども、92.3ということで、県内でも下から3番目ぐらいだと思うんですよ、職員の給料ね。それで、今回人勤を取り入れた場合、そもそも職員の数からいっても1,000人当たり6.2ということで、吉田町は低いほうで頑張っていると思うんですよ、職員。そういう中で、ラスパイレスの低いというような状況の中で皆さん頑張っていると思うんですけれども、市と町と比較はなかなか簡単にはできませんけれども、町の中でも低いと私は思うので、やっぱりもうちょっと待遇を改善する必要は私はあると思うんですけれども、その辺について町長はどうお考えなのかだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員の言われたラスパイレス指数は、22年4月1日現在なんですよ。議員がそのような形で職員の待遇改善にエールを送っていただければ非常にありがたいと思っておりますので、そういうことまた考えていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田です。

今、詳細なる内訳をお聞きしまして27万2,800円、12月合計と私は思ったんですが、答弁の中で3月までというような声も聞かれて、その辺を少しはつきりさせていただきたいと思えます。

それと、今回4条の改定があったわけでございますけれども、1、2条の合計が57名といえますと、2条の該当する職員もいるかどうか、また3条の段階的に2分の1にする関係です、影響される方、それらをすべて合わせた人数が57名なのか、それのところの該当もちょっと教えていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 先ほどの27万2,800円というのは、今年度内の影響する範囲という形で8万3,280円の給料と期末手当の18万9,520円ということでございます。

それと、先ほどの2条、3条というお話ございましたけれども、57名につきましては行政職の給料という形で、技能職とかそういうのは僕は加えておりませんので、そういうことでございます。該当はございません。2条が該当して、3条は該当はないということでございます。2条のみということです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど1条の説明の中で、各級ごと、号ごとのことでお話があったんですが、説明の中に再任用の職員も含まれていると思うんですが、その発言がなかった。例えば1級は該当者いない、2級は77号以上、3級は61号以上ということであったんですが、再任用の職員もこれに該当すると私は事前に聞いておったわけですが、該当するということによろしいんですよ、確認したいと思えます。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 再任用職員も該当いたします。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 最後に町長にお伺ひします。

今回の人事院勧告、50歳代を中心に40歳以上が9号に該当する形でなされるわけでございますけれども、我が町の年齢別の推計を見ますと、平成23年3月31日現在ですけれども、少し45歳以上で非常に年代ごとにでこぼこがあるというような状況になっておるわけでございますけれども、人材の確保という意味からも、人材を育てることからも含めまして、そういったことがないように、現在はいい状況でなっているんですが、その辺のところも含めまして、今いろいろ経験されている方々を有効的に使うということ、育て上げて次世代へつなげるという意味からも、年齢的に新規職員を中途に入れるわけにはいきませんので、新規職員の考え方として、どのような形でいらっしゃるか確認したいと思えますので、お願ひします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問、よく意味がわからないですけれども、忖度して言う限り

で申し上げますと、基本的にはある程度の年齢以上の人間はもはやどうにもならないわけですが、今後はやっぱり当然のことながら、ある意味においては世代間のバランスをうまくとりながら採用してまいりたいと、このように思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第47号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

人事院は、9月30日、東北3県以外の民間企業水準を基準として民間を上回る月例給0.23%の引き下げを勧告しました。月例給引き下げは3年連続になります。吉田町はこれに準拠して条例改正を打ち出しています。その影響は40歳代以上の職員に及び、先ほど来お話にあった対象職員57人に今年度内でも27万2,800円という影響が出ます。期末勤勉手当については見送られますが、この間、地方公務員の給与削減が続いています。これらの引き続く賃金削減は町職員の生活に影響を及ぼし、また働く意欲をも阻害するものであると考えます。

吉田町のラスパイレス指数は92.3、これは平成22年度ですけれども、県内の35市町の下から3番目と、町の財政力はあるのに他市町より安い賃金です。確かに景気低迷はしている中ですが、町民の生活は本当に厳しいものがあります。今回の人事院勧告のマイナスの影響は地方公務員、それから特殊法人、農協など全国規模で働く750万人の労働者とその家族の生活の切り下げを迫るものにつながります。そのことは深刻な不況で内需拡大の必要性が指摘され、東日本大震災の復興を応援する経済の活性化が叫ばれる中で、妨げになることは必至です。公務員はストライキ権など、労働基本権が制約されています。その代償機能を担う機関が人事院ですが、3年連続の基本給引き下げは公務員の福祉や利益を擁護することはできません。

以上のことから、私は吉田町が人事院勧告に基本的に準拠した姿勢は容認できませんので、以上、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は、本議案に対しまして賛成の立場から討論させていただきます。

当局からただいま説明があったとおり、官民較差が0.23%という形で非常に経済環境下が厳しい折、官民較差があるということはゆゆしき問題であると考えています。本年度2011年は、3.11の被災と全国的な台風被害等、全国的に経済動向が低迷している中、新たな火種として国民の生活、町民の生活に新たな形で押しかかっていると考えます。

そうした中、民間企業人と吉田町職員の較差がこのようにある形であるということは、町民の皆様方に対しある程度の筋目として、みずから身を切り町民の福祉の向上のため従事す

る職員の給料を下げ、町人の皆様方に安定ある福祉のサービスを実現するため、与えられた税金を有効に活用するため、本条例について賛成の立場から討論いたします。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。ありがとうございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で平成23年第3回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、条例改正に意を向けていただきまして、不本意ではございますけれども、ありがとうございました。

津波防災まちづくりも含めて、中央からの地方分権の波ということは今後とも加速度的にまいります。少ない人数の中で、本当に職員が夜遅くまで頑張っていると思っております。議員の皆さんにおかれましては、健全な町づくりのためにぜひとも職員に対してエールを送っていただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれどもあいさつといたします。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日の議案審議に当たり、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） それでは、以上をもって平成23年第3回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前 9時26分